

## 概要

- 内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者の利益の擁護のために、事業者に対して、訴訟等を行うことができる制度
  - ① 適格消費者団体の差止請求
  - ② 特定適格消費者団体の被害回復

## 差止請求

- 適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘・契約条項の使用・表示について中止を求めることができる制度
  - ※ 平成30年3月8日現在17団体が認定
- 消費者被害の防止を目的
- 消費者契約法の実効性確保策として、平成18年消費者契約法改正により創設
  - ※ 平成19年6月から運用開始
  - 差止請求権は、その後、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも規定
- 約450件の実績(うち約50件で訴訟)

## 被害回復

- 特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度
  - ※ 特定適格消費者団体は、適格消費者団体の中から認定(平成30年3月8日現在2団体)
- 消費者被害の回復を目的
- 平成25年消費者裁判手続特例法の制定により創設
  - ※ 平成28年10月から運用開始
  - 運用開始後の消費者契約が対象
- 諸外国の制度の長所短所を検討し、我が国に適した新しい二段階型の訴訟制度
  - ※ オプトイン制度を採用

# 消費者団体訴訟制度の主体

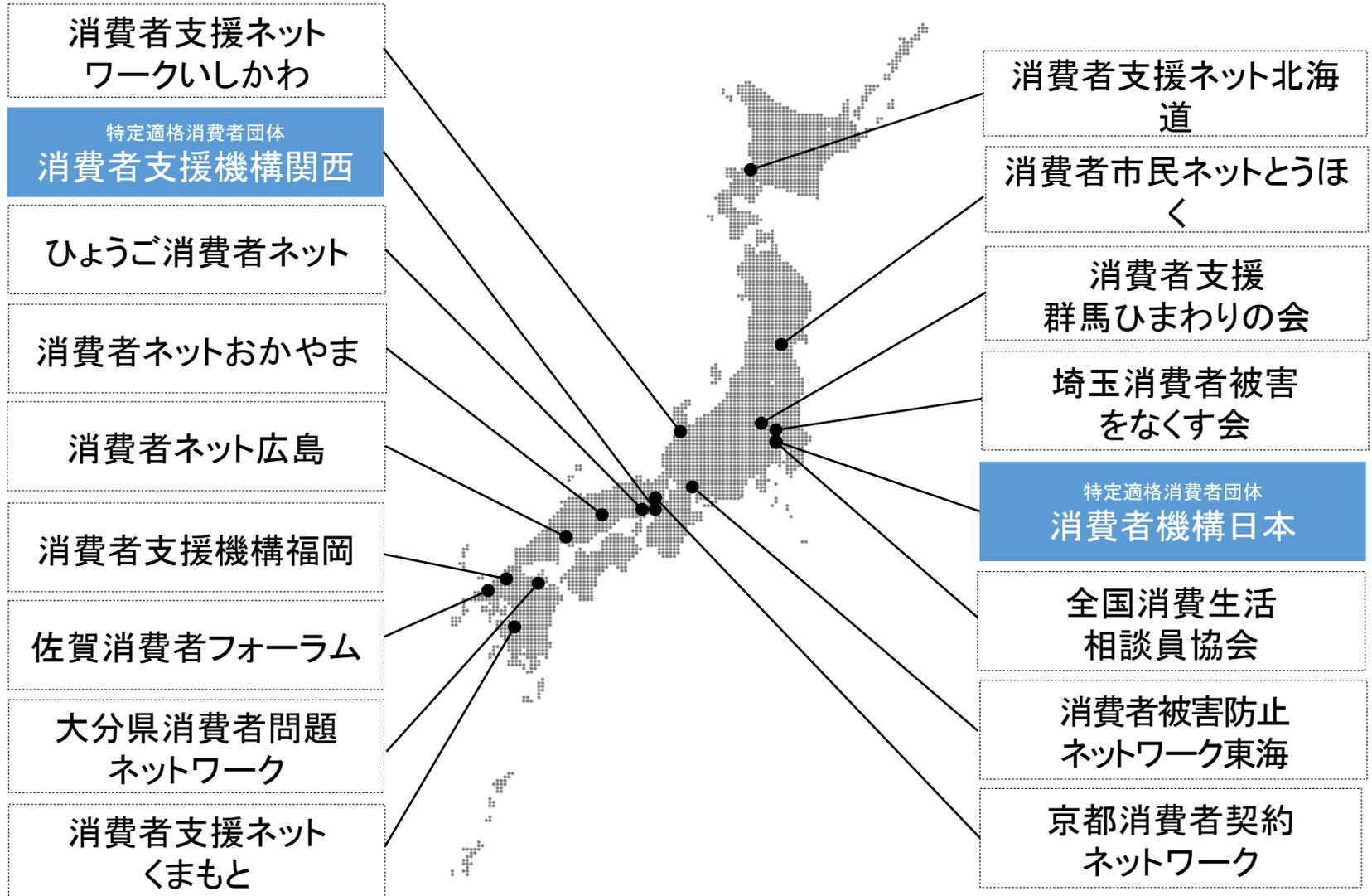
## 適格消費者団体

- 差止請求権を行使するのに必要な適格性を有するとして内閣総理大臣の認定を受けた法人である消費者団体のこと
- 全国で17団体が認定
- 認定の有効期間は6年
- 主な認定要件
  - ・ 一般社団・財団法人又はNPO法人であること
  - ・ 相当期間(2年間)にわたり継続して適正に消費者の利益の擁護を図るための活動を行っていること(事業者の不当な行為の改善申入れ、消費者教育への協力、消費生活に関する意見表明等)
  - ・ 差止請求のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
  - ・ 消費生活に関する専門家及び法律の専門家が検討部門にいること
  - ・ 暴力団員が関与していないこと

## 特定適格消費者団体

- 被害回復裁判手続を迫行するのに必要な適格性を有するとして内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体のこと
- 全国で2団体が認定
- 認定の有効期間は3年
- 主な認定要件
  - ・ 適格消費者団体であること
  - ・ 適格消費者団体として相当期間(2年間)にわたり継続して適正に活動していること
  - ・ 理事のうち1名以上が弁護士であること
  - ・ 被害回復のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
  - ・ 報酬・費用が消費者の利益の擁護の見地から不当ではないこと

# 全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体



- ※ 適格消費者団体は全国に17団体。
- ※ 適格消費者団体の中から認定される特定適格消費者団体(青色)は全国に2団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西)。
- ※ 適格消費者団体を目指す消費者団体は全国に14団体(新潟、栃木、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、奈良、香川、愛媛、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄)に所在

# 適格消費者団体等に対する支援の全体像

## I 自立の促進

### ○ 自立して活動することができるよう 環境整備を図る

#### 【実施済みの取組(継続的实施)】

- ・ 制度の積極的な周知広報により会員・寄附の増大
- ・ 寄附に関する規制の緩和(平成29年10月～)
- ・ 認定NPO法人制度の活用促進
- ・ 民間基金の後押し

#### 【今後の取組】

- ・ 個別のニーズに合わせて、きめ細かに対応
- ・ 消費者団体訴訟制度通信の発行
- ・ 寄附を増大させる方策の更なる検討

## III 情報面の支援

### ○ 活動に役立つ被害情報の提供

#### 【実施済みの取組(継続的实施)】

- ・ 事業者に関する消費生活相談情報(PIO-NET情報)の提供
- ・ 急増指標(消費生活相談が急増傾向にある事業者等を整理した情報)の提供(平成28年9月～)
- ・ 地方公共団体との情報提供に関する覚書の締結の促進(契約書の入手や被害者の紹介)

#### 【今後の取組】

- ・ PIO-NET端末の配備に向けた検討

## II 事務負担軽減

### ○ 差止請求等に注力することを可能とする

#### 【実施済みの取組(継続的实施)】

- ・ 提出書類(認定・更新の際の活動実績書類、役員の住所変更届出)の軽減(平成28年9月～)
- ・ 適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長(平成29年10月～)

#### 【今後の取組】

- ・ 書類の様式例の整備
- ・ 会計処理の明確化

## IV 財政面の支援

### ○ 財政的な支援を実施することにより、団体の活動を促進させる

#### 【実施済みの取組(継続的实施)】

- ・ 地方公共団体に対する交付金の活用による団体育成
- ・ 国セン法改正(国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押えの担保を立てることができる措置)(平成29年10月～)

#### 【今後の取組】

- ・ 平成30年度予算案に消費者団体訴訟制度の機能強化のために新規に3800万円を計上

# 財政面の支援

## 平成29年国セン法改正法の附帯決議

【衆議院・消費者問題に関する特別委員会(平成29年4月18日)】

五 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、差止請求及び被害回復のための活動を行うことによって、経理的基礎を強化することが困難であることに鑑み、両団体に対して、その公益的な活動に必要な資金の確保等の財政面の支援を行うこと。

※ 参議院・消費者問題に関する特別委員会(平成29年5月24日)においても同様の附帯決議

## 平成30年度予算案

- 消費者団体訴訟制度の機能強化 38 百万円(新規)
  - ・ 悪質事案による消費者被害の実態調査等を行うことにより、消費者団体訴訟制度の機能強化を図る。

## 具体的な施策案

- 被害実態調査事業
  - ・ 特定適格消費者団体の分析・検討を参考にした消費者被害の実態調査を実施
- 連絡協議会
  - ・ 特定適格消費者団体・適格消費者団体の連携に資する連絡協議会の開催